

学校法人皇學館寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人皇學館と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を三重県伊勢市神田久志本町1704番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従った学校教育を行い、神道の精神に則り、わが国の歴史・伝統に基づく文化を究明し、祖国を愛する心を教育培養するとともに、社会有為の人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 皇學館大学大学院
文学研究科
教育学研究科
- (2) 皇學館大学
文学部 神道学科
国文学科
国史学科
コミュニケーション学科
教育学部 教育学科
現代日本社会学部 現代日本社会学科
- (3) 皇學館高等学校 全日制課程 普通科
- (4) 皇學館中学校

第3章 総長等

(総長の職務等)

第5条 この法人に総長を置くことができる。

- 2 総長は、この法人の設置する学校の管理及び運営を総括する。
- 3 総長は、理事会において選任し、これを推戴する。
- 4 総長の任期は4年とし、再任することができる。

(顧問等)

第5条の2 この法人に顧問、参与及び協議員を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び協議員に関する必要な事項は別に定める。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上19人以内
 - (2) 監事 2人又は3人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任すると

きも、同様とする。

3 時宜により理事のうちから副理事長、常務理事若干名を置くことができる。副理事長、常務理事は、理事総数の過半数の議決により選任する。副理事長、常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(役員を選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学 長
 - (2) 中学校長、高等学校長及び各学部長のうちから理事会において選任された者3人又は4人
 - (3) この法人の職員（前2号の者を除く。）のうちから理事会において選任された者1人又は2人
 - (4) 評議員のうちから評議員会において選任された者3人以上5人以内
 - (5) 学識経験者のうちから理事会において選任された者5人以上7人以内
- 2 前項第1号から第4号に規定する理事は、学長、中学校長、高等学校長、学部長、職員又は評議員の地位を退いたときは、理事の地位を失うものとする。

(監事を選任)

第8条 監事は、この法人の理事、評議員又は職員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号及び第2号の理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はそ

の職務を行う。

- 2 理事長、副理事長ともに事故があるとき、又は理事長、副理事長ともに欠けたときは、理事長があらかじめ指名する理事がその職務を代理し、またその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(常勤理事会)

第20条 この法人に、常勤理事会を置く。

- 2 常勤理事会に関する必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成

しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。
- 3 出席した理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次の会議にはかって、議長がこれを確認しなければならない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は45人以上55人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第21条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「出席した理事」とあるのは「出席した評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学長、中学校長、高等学校長、各学部長及び学生部長 6 人又は 7 人
 - (2) この法人の設置する大学の教員 5 人
 - (3) この法人の設置する高等学校及び中学校の教員 3 人
 - (4) 事務局長
 - (5) この法人の事務職員 3 人
 - (6) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者10人以上17人以内
 - (7) 学識経験者13人以上15人以内
 - (8) この法人の設置する学校の学生・生徒の保護者団体の会長 4 人
- 2 前項第 2 号及び第 3 号並びに第 5 号から第 8 号に規定する評議員は、理事会において選任する。
- 3 第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 8 号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第27条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 5 号から第 7 号までに規定する評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第28条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

第 6 章 資産及び会計

(資 産)

第29条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第31条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由のあるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第32条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第33条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立

金から生じる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第34条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

(予算及び事業計画)

第35条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第37条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第38条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第17条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解 散)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第42条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の理事の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第44条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第45条 この法人は、第38条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、皇學館大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第47条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、昭和37年2月17日から施行する。
- 2 この法人設立当初における役員は、第6条及び第7条の規定による役員が選任されるまで当分の間次のとおりとする。

理事(理事長)	長	谷	外余男
理事(学長)	平	田	貫一
理事	吉	田	茂
理事	池	田	勇人
理事	草	葉	隆圓
理事	田	中	喜芳
理事	田	中	覚
理事	中	山	伊知郎
理事	浜	地	文平
理事	佐々	部	晩穂
理事	高	原	美忠
理事	太田	垣	士郎
理事	足	立	正
理事	小	林	中
理事	石	坂	泰三
監事	中	野	種一郎

監事 北岡善之助

監事 九鬼紋七

3 設置許可後のこの寄附行為による役員を選任は、すみやかに行なわれなければならない。

4 第1項の役員は、前項の役員が選任された場合にはその職を失うものとする。

附則

この寄附行為は、昭和38年5月7日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和39年4月6日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和40年8月31日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和41年1月25日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和42年9月30日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和44年10月13日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和51年7月7日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和52年1月10日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和54年9月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和61年3月27日から施行する。

附則

この寄附行為は、昭和61年7月29日から施行する。

附則

この寄附行為は、平成元年8月14日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年5月1日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年1月12日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附則

この寄附行為は、文部大臣の認可（平成12年12月27日）を経て平成13年4月1日から施行する。

附則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年3月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年1月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

平成19年2月28日の理事会で決議したこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年11月4日）を経て平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成21年10月30日の理事会で決議したこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

平成23年10月26日の理事会で決議したこの寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

平成25年12月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。